

中間処理場を設けるのかどうか等の課題があります。今後も検討を重ね様々な課題が生じてくるかと思われませんが、埼玉中部広域清掃協議会や小川地区衛生組合と連携を図りながら解決していければと考えます。

③可燃物処理に伴う衛生組合の今年度の負担金、新組合が稼働した場合における現行と新組合の負担額の差異、本村の可燃物年間収集量について

答弁 平成25年度における小川地区衛生組合へのじん芥処理費負担金は5579万9千円です。この負担額は、ごみ焼却場全ての経費を対象として算定していますので、可燃物処理のみについての負担額は算出できません。また、現行の組合と新しい一部事務組合設立後の負担金については、処理すべきごみの種類、量ともに未確定であり、さらに新施設の建設費用等も不明でありますので現段階で比較することはできません。

次に、本村における可燃物の収集量は、平成24年度実績をもとに作成された平成25年度一般廃棄物処理事業実態調査から年間524トンとなります。

④可燃物のうち、資源ゴミと生ゴミの割合および資源ゴミの回収、生ゴミの家庭処理を徹底し

た場合のゴミの減量について

答弁 水分、灰分、可燃分の3成分の割合としては水分が51・0%、灰分が7.8%、可燃分が41・2%です。水分を除いた物の組成分類の割合は、紙・布類が48・0%、ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類が21・3%、木・竹・ワラ類が21・7%、ちゅう芥類いわゆる生ごみが3.6%、不燃物類が0.4%、その他5mmのふるいを通過したものが5.0%となります。組成分類の割合については水分を除いてあります。水分を含んだものと仮定して、先ほど述べたとおり本村の可燃物収集量は524トンでありますから、その26・1%、約137トンが紙類・布類となります。また、主成分が生ごみであるちゅう芥類は34・0%となり約178トンと推計されます。あくまでも机上における計算では、紙類・布類を全量リサイクルした場合とちゅう芥類を全量家庭処理した場合を合計すると約315トンとなり、全体の60・1%を占めます。ただし、現在の生活様式等から判断すると、315トンすべてを減量できるとする考えは現実的ではないと認識しています。

⑤粗大ごみは、衛生組合処理場に住民が直接搬送しているが、

新組合で処理する粗大ゴミは、どのように扱うかについて

答弁 粗大ごみの取り扱いについては、現段階で検討はなされておらず未定であります。ごみの分別方法は施設を計画するうえで大きく影響しますので、一部事務組合設立後も協議を続けていかなければならないと考えております。

新たな施設が著しく遠くなってしまう場合は、近隣の自治体と共同で、あるいは村単独でストックヤードを設けるなど、村民の利便性は確保する必要がありますと考えています。

⑥現在、「生ゴミ」等は、無料で収集していますが、収集費用はいくらか。また、有料で収集することができるか。

答弁 平成25年度の一一般家庭ごみ収集運搬費用は1890万円です。この費用は他の可燃物や資源ゴミもあわせて収集しているため、生ごみのみの収集運搬費用を個別に算定することはできません。

収集の有料化については、現在ごみ収集袋を指定袋として有償販売している経緯もあり、また、小川地区衛生組合構成5町村で統一した運用を行う必要もあり、本村のみ有料化することは難しいと考えています。

⑦新組合設立協議で本村に不利となった場合、協議会から脱退し、独自の方法を検討できるか。

答弁 埼玉中部広域清掃協議会から離脱して、本村単独で焼却場を整備し処理体制を確立することは、ごみ処理の効率性や施設建設費等の費用負担の理由から極めて困難であると考えます。また、自前のごみ処理場を持たずに、ごみ全量を他の処理施設に委託する方法も考えられますが、費用面のみならず受け入れの可否においても、相手方の意向に大きく左右されることが想定され、適正なごみ処理、村民の皆さんの生活の安定確保の観点からも高いリスクを抱えることとなります。現状においては、小川地区衛生組合構成団体と連携を図り、埼玉中部広域清掃協議会8市町村との広域化の枠組みを進めていくのが最善であると考えます。

高野貞宜議員

質問 消防東秩父分署の建替え用地の選定について

(内容)比企広域消防本部第7次消防力整備計画が策定され、老朽化した東秩父分署の建替えが計画されていますが、用地確保は、当東秩父村が責任をもつて行うことになっています。

①東秩父分署の建替え用地の選

定、確保を確実なものにするためのスケジュールを伺います。

答弁 平成28年度には設計に着手しますので、平成27年度末までに用地を購入する必要があります。購入する用地面積も2,000平方メートル程必要となります。用地の確保につきましては選定箇所と密接な関係があり、今後設立される予定の(仮称)用地選定委員会で協議し、スケジュールを決めていきたいと考えています。

②同用地選定メンバー(案)を伺います。

答弁 近隣のときがわ町、滑川町においては役場庁内で検討し、選定したとのこと。本村におきましては村民の意見を集約する必要があると考えており、用地選定メンバーの素案といたしましては、村議会議員、東秩父消防団員、村消防審議会委員および東秩父消防団OB会員を考えています。

③新しい東秩父分署に、どのような消防機能をもたせるべきか、または、必要か東秩父村として

の案を伺います。

答弁 用地との関連もありますので、用地取得後に比企広域消防本部と協議し、決定していきたいと考えております。